

参議院選挙における合区の解消について

日本国憲法が昭和 22 年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、平成 28 年 7 月に、徳島・高知、鳥取・島根において憲政史上初の合区による選挙が実施され、都道府県別の投票率は、高知県で最下位、徳島県がその次に低く、両県ともに過去最低を更新し、令和元年 7 月 21 日に実施された 2 度目の合区選挙では、「徳島・高知」選挙区の投票率は、42.39%と前回選挙を下回る結果となった。

また、昨年 7 月 10 日に実施された 3 度目となる合区選挙では、「徳島・高知」選挙区の投票率は 46.53%と、前回よりも改善したものの、全国平均を大きく下回っており、低調な投票率が常態化する結果となっている。

こうした結果は、自県を代表する議員が出せないことなど、合区の弊害による県民の失望や関心の低下を如実に示すものである。本来、選挙制度は、より多くの国民の皆様に関心を持っていただくものであるべきところ、真逆の状態を引き起こしているといわざるをえず、選挙の回数を重ねることによる合区のなし崩し的な固定化・拡大は、断じて容認できない。

「地方六団体」は、これまで「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を採択するとともに、平成 30 年 4 月 27 日には、「合区の早期解消促進大会」を一致団結して開催し、早期の合区解消を訴え、平成 30 年 7 月 18 日に成立した改正公職選挙法では、「都道府県単位の代表が選出され得る」緊急避難措置が講じられたものの、合区の解消には至っていない。

「一票の較差」の是正は、重要な問題であるが、人口のみを基準として較差の解消を図り続ければ、本来都道府県ごとに集約された民意を生かす機能がさらに後退し、過疎化、高齢化等の課題に取り組む地方の声が届きにくくなることから、地方創生にも逆行するものである。

よって、国におかれては、都道府県が民主政治の単位として機能している実相を踏まえ、地方の多様な意見が国政でしっかりと反映されるよう、憲法改正等の抜本的な対応により合区の確実な解消を行うよう強く要望する。

四国遍路の世界遺産登録について

徳島・高知・愛媛・香川の四国4県に点在する多数の札所を巡る四国遍路は、最終目的地がなく、周回することができるという特徴のある巡礼で、その道筋には札所や遍路道、道標等が遺存し、巡礼を支えるお接待などの慣習が今も地域の中に息づいている。

四国遍路は、古くから四国の地と密接に結び付き、巡礼者と地域の人々の相互に救いをもたらしながら存続しており、札所や遍路道等は、地域社会に支えられて発展した、世界でも稀な、多様な個人を救済する信仰の形を伝える証拠として顕著な普遍的価値を有することから、世界文化遺産にふさわしいものである。

四国では、平成20年の国の審査結果を受け、平成22年3月に産学民官が協力して「『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録推進協議会」（令和3年4月1日から「四国遍路世界遺産登録推進協議会」に改称）を設立し、資産の保護措置の検討や顕著な普遍的価値の研究、受入態勢の整備や普及啓発活動などに取り組んできた。

令和元年度には、専門家の意見等をふまえ、四国遍路の多様で広がりのある文化の重要性を示し、不動産だけにとどまらない無形的な価値や地域とのつながりなどをイメージできる概念を示すために、資産の名称を「四国八十八箇所霊場と遍路道」から「四国遍路」に改めたところである。

また、令和3年3月には史跡に指定された札所や遍路道の統一的な保護を図るための4県共通の指針を策定し、令和3年度からは地域に根付く四国遍路を活かしたまちづくりの取組に向け「まちづくり講座」を開催したほか、令和4年12月には顕著な普遍的価値の研究の中間報告をとりまとめたところである。

今後とも、四国4県をはじめ地域における関係団体が一丸となり、学術的観点に立った顕著な普遍的価値の研究をさらに進め、それを証する資産の保護に積極的に取り組み、四国遍路という多様性に富む文化の継承に努めるとともに、地域社会と深く結びつきながら存続してきた四国遍路の特性を踏まえ、魅力的なまちづくりや地域の活性化につながるよう、地域コミュニティと共にある持続可能な文化遺産を目指すものである。

よって、国におかれては、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 四国遍路を世界遺産候補暫定一覧表へ追加すること。
- 2 世界遺産暫定一覧表の改定に向けた取組みを加速化すること。
- 3 文化遺産の文化財調査を着実に実施できるよう、必要な財政支援を行うこと。

人口減少対策の推進について

平成 26 年 5 月、日本創成会議は、現状の出生率と大都市圏への人口移動が続けば、日本の市町村の約半分が消滅してしまうおそれがあるとの推計を発表し、全国に大きな衝撃を与えた。

同年 11 月には、まち・ひと・しごと創生法が制定され、国では、内閣にまち・ひと・しごと創生本部を設置するとともに、12 月には、2060 年に 1 億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）、さらに、まち・ひと・しごと創生法に基づき、5 か年の目標や施策の基本的方向等をまとめた第 1 期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組む姿勢を明らかにした。

また、国においては、第 1 期総合戦略を踏まえ、令和元年 12 月に、長期ビジョンの改訂を行うとともに、令和 4 年 12 月には、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指して、第 2 期総合戦略を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタルの力を活用した地方創生の加速化・深化に取り組んでいるところである。

地方公共団体でも、「長期ビジョン」及び「総合戦略」を勘案しながら、人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」及びこれを踏まえた「地方版総合戦略」を策定し、全力で人口減少対策に取り組んでいるところである。

このため、国においては、「長期ビジョン」及び「総合戦略」に基づき、省庁間の縦割りを廃し、地方の意見を十分に踏まえた大胆な政策の実施と、国しかできない我が国の抱える構造的問題の抜本的改革に取り組むことを強く期待する。

地方創生に向けた取組を進め、「総合戦略」に掲げられた目標を達成するためには、具体的な取組を国と地方が連携協力して進めていく必要がある。

よって、国におかれては、少子化と人口減少を克服し、地域の活力を創生するため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

1 我が国が抱える構造的問題の解決に向けた取組

(1) 人口減少の克服と地方創生を実現するため、国は地域間格差の是正に取り組む、全ての地方が自主性・主体性を発揮できるように、地域間のアクセス改善といった社会基盤整備や多子世帯への支援など、ナショナルミニマムとして国が担うべき役割を十分に果たすこと。

(2) 国は東京圏の一極集中の是正など我が国の抱える構造的な問題の抜本的改革に向け骨太の政策を策定し、長期的視点に立って真正面から取り組むこと。

2 少子化対策の抜本的な強化

(1) 令和元年12月に改訂された「長期ビジョン」では、引き続き2060年に1億人程度の人口を維持するという中長期展望が示されている。この実現に向け、「少子化社会対策大綱」に基づき、国と地方が総力を挙げて結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージに応じた取組を強力に展開できるよう、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みの拡充や、地域少子化対策重点推進交付金の拡充などを含め、少子化対策の抜本的な強化を早急に図ること。

(2) 既に多くの地方公共団体が実施している乳幼児・子どもの医療費助成について、国の制度とすること。

3 地方が自立して人口減少対策・地方創生を実現できる財源の確保等

(1) 地方公共団体が全力で人口減少対策・地方創生に取り組むためには、安定した財源の確保が必要不可欠であることから、地方創生を実現するために必要となる財源を確保すること。

(2) デジタル田園都市国家構想交付金等については、地方が国による東京一極集中の是正に向けた取組と歩調を合わせ、地方創生をより深化させるための施策等に活用できる自由度が高くかつ継続的な制度とするとともに、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。

4 地方意見の反映と積極的な情報提供

(1) 国の政策の実施に当たっては、今後とも、地方に事前に十分な情報提供を行うとともに、地方との意見交換を踏まえて、その提案を反映させること。また、縦割りの弊害が生じることがないように、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局及び内閣府地方創生推進事務局において必要な調整を図ること。

(2) 地方において、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」が円滑に推進されるよう、人口動向や将来推計等、国が保有するデータや知見を集約し、積極的に地方へ分かりやすい形で情報提供すること。

(3) 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を踏まえ、地方が取組を進めるに当たっての支障の除去などを積極的に行うとともに、地方による政策メニューの活用状況や成果を踏まえ、適宜「政策パッケージ」の見直し・拡充等を行い、国と地方が協力し、地方の主体的・自主的な取組が展開できる環境を整備すること。

四国への新幹線導入について

新幹線は、経済発展や地域活性化の牽引役であり、災害に強い地域づくりにも資する重要な社会インフラであることから、万が一、途絶した場合には、日本の経済・社会全体に甚大な損害をもたらすことが確実であるため、京阪神と九州を結ぶ山陽新幹線の代替ルートの確保や、西日本が首都機能をバックアップできる環境整備など、高速鉄道網の多重化によるリダンダンシーの確保が、喫緊の課題となっている。

また、新幹線が整備された地域とされていない地域との間では、「計り知れない格差」が生じてきており、このような地域間格差を是正することは、現在進められている地方創生の取組にも寄与するものである。

加えて、若者の多くが「地元就職」を望む状況にあるものの、東京都への転入超過が再び増加に転じ、地方への本社機能移転が鈍化するなど、コロナ禍前の状況に戻りつつあることから、都市部と地方が交流しやすい環境整備に向け、政府が掲げる「デジタル田園都市国家構想」、全国知事会が提唱する「新次元の分散型国土」の具現化が求められている。

さらに、水際対策緩和後、訪日外国人旅行客数が急速な回復傾向を示しており、その効果を地方まで効果を波及させるには、高速交通ネットワークの整備は不可欠である。

このような中、四国の鉄道高速化については、平成 26 年 4 月に、「鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査結果」が出され、費用便益比が 1 を上回るケースがあること、また、地域・経済活性化の効果が見込まれること、さらに、災害に強い鉄道網が形成できること、南海トラフ地震等の避難、災害復旧に必要な強靱なネットワークの機能を果たすなど地震等災害時の安全確保効果も見込まれることなど、四国におけるフル規格新幹線整備の妥当性が確認されている。

平成 29 年 7 月には、四国 4 県をはじめとする行政や主要経済団体など 46 団体で構成する、四国の新幹線の実現に向けた組織である「四国新幹線整備促進期成会」を設立し、令和元年 8 月に開催された「四国新幹線整備促進期成会東京大会」において、中長期目標として、リニア中央新幹線が新大阪まで延伸され、スーパー・メガリージョンが誕生する 2037 年を一つのターゲットとして、四国の新幹線の開業を目指すことが決議されるなど、一日も早い四国の新幹線整備の実現に向け、官民ともにその機運が高まってきている。

四国への新幹線導入については、四国の鉄道ネットワークの維持、ひいては、災害時に強い交通体系を形成、さらには、新たな人の流れをつくり、地方の持つポテンシャルを最大限引き出すことで、「魅力ある地方の創生」に寄与することから、国におかれては、令和 3 年 3 月に衆議院と参議院の国土交通委員会において、「四国における新幹線についても検討を進めること。」を含む附帯決

議がなされたことや、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」（いわゆる「骨太方針」）において、「基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う」と本文中に記載されたことも踏まえ、四国の新幹線の実現のため基本計画から整備計画への格上げに向けた法定調査を実施するとともに、国が進める「デジタル田園都市国家構想」の実現のため、新幹線建設予算の大幅増額による早期建設を強く要望する。